

「相楽郡広域事務組合同規約の一部を変更する規約（案）」にかかる
パブリックコメント実施結果（意見内容と組合の考え）

- 1 公表期間 令和4年7月7日（木）から令和4年8月5日（金）
- 2 規約（案）に対する意見の提出結果 1人（1件）
- 3 意見内容と組合の考え方

No	該当箇所	種別	ご意見内容	組合の考え方	反映
1	第3条 第1号	意見	<p>・「連絡調整」だけでは何の連絡調整か分からない。共同処理する事務を明文化すべきである。</p> <p>例えば、「広域行政に関する連絡調整」としてはどうか。</p>	<p>・平成19年3月の木津川市発足に伴い、「相楽郡町村会」、「相楽郡町村議会議長会」が解散し、本組合がその機能を継承することとなりました。相楽5市町村の共通課題に関する京都府への要望活動をはじめ、新たな行政課題が生じた場合の対応、相楽地域の各種団体の事業における挨拶等の対応など、共同処理事務以外の連絡調整機能を本組合が担っていることなどを踏まえ「関係市町村に関する連絡調整に関する事務」として整理したものです。</p>	—